



債権法改正が債権管理・回収の実務に及ぼす影響について 執筆者:福岡 真之介、加藤 貴裕

2017年5月26日、民法を改正する法律が成立し、6月2日公布された。この法律は、2020年6月2日までに施行される。今回の改正は、法人、個人にとっての基本法である民法を分かり易く、かつ使い易いものにするという視点からなされたものである。改正法は、広く国民に知れ渡るのを待つべく、公布されてから3年となる2020年6月2日までに施行されることになっているが、他方で具体的な施行日自体はまだ確定していない。

改正は多岐にわたっているが、債権管理・回収の場面において債権者の権利に影響を与える改正のうち主要なものいくつかについて、以下に解説する。

1. 消滅時効

(1) 一般的な規律

債権の消滅時効について、現行法は、原則10年であったが、債権の性質によってはそれより短い消滅時効が定められており規定が複雑であった。

改正法では、①債権は、債権者が権利を行使することができることを知った日から5年間行使しないとき、又は、権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。②現行法の短期消滅時効を定めた規定等は削除し、商事時効(5年)を定めた商法522条も削除するものとされた。

(2) 不法行為債権に関する特則

また、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間は、従来は3年であったが、損害及び加害者を知った時から5年間、又は権利を行使できる時から20年間で時効消滅するものとされ、債権者である被害者の保護が図られた。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

(3) 協議を行う旨の合意

さらに、協議を行う旨の合意(Standstill Agreement)についての規定が新設され、当事者間で権利に関する協議を行う旨の書面又は電磁的記録による合意があったときは、①合意があった時から1年経過時、②合意で協議期間が1年未満と定められていたときは、その期間を経過した時、③当事者の一方が相手方に協議続行拒絶を書面又は電磁的記録で通知した時から6か月経過した時のいずれか早い時まで時効は完成しないとされた。

また、当事者は上記①で時効が猶予されている間に改めて上記①の合意ができる。但し、その期間は、本来の時効完成時点から合わせて5年を超えることはできない。上記①の合意は、本来の時効完成時点までに行わなければならない。催告によって時効完成が猶予されている間に行っても時効完成猶予の効力は生じない。

このように協議を行う旨の合意の規定が新設されたことから、改正法施行後は、債権の存否が争われているような場面において相手方と協議する場合、協議を行う旨の書面・電磁的記録による合意をすることにより、債権者は、債権がただちに時効消滅する訳ではないことを考慮して、債務者と交渉することが可能となる。これにより、当事者が協議中であるにもかかわらず、時効中断のために訴訟を提起せざるを得なくなる事態を避けることが可能となった。

但し、時効完成の猶予を受けるには、以上に述べたとおり、いくつかの条件を満たさなければならないことから、実際の運用においては改正法の規定を正確に理解しておく必要がある。

2. 法定利率

債権について当事者の合意がない場合の利率について、現行法は年5%(商事利率は6%)とされていたが、これは、硬直的であり、かつ日本経済における金利の実勢と比較して高いと批判されていた。

改正法においては、年3%に変更されたうえで、3年ごとに見直されることになった。なお見直しの基準は、過去5年間の各月における短期貸付け(各月で銀行が新たに行った貸付期間1年未満の貸付け)の平均利率の合計を60で除して計算した割合を「基準割合」とし、直近で法定利率が変更された期の基準割合と当期の基準割合との差が1%以上ある場合に、1%刻みで変動させるというものである。1%未満の端数は切り捨てるものとされた。

当該改正は、法定利率と市中利率との乖離を小さくしようとするものである。

3. 債権譲渡

(1) 債権譲渡禁止特約

現行法は、債権者と債務者が債権譲渡を禁止する合意をしている場合、その合意の効力を第三者にも認めていたが、改正法では、債権譲渡禁止特約が付されていても、債権譲渡は有効であるとされた。但し、債権譲渡禁止特約の存在について悪意重過失の第三者に対しては、債務者は履行を拒み、譲渡人に対する弁済等をその第三者にも対抗できるとされた。改正法の下では、債権者は売掛金などについて担保設定が容易になることが期待される。

(2) 将来債権の譲渡

現行法は、将来債権(債権譲渡のときに発生していない債権)について譲渡できるとの明確な規定はなかったが、改正法では、将来債権が譲渡可能であることが明確化された。但し、将来債権譲渡と会社分割が競合した場合や債権譲渡後に譲渡人が破産した場合など、第三者又は譲渡人の管財人が競合した場合にいずれが優先するかは解釈に委ねられている。

他方、改正法においては、債権者と債務者とが、将来債権譲渡に係る第三者対抗要件具備より前に譲渡禁止の合意をした場合、譲受人その他の第三者は、当該譲渡禁止特約の存在について悪意とみなされることとなった(当該みなし規定の効果は、上記(1)に記載したとおりである。)

改正の狙いは、取引の安全と債務者の地位の保護とをバランスさせること、及び、規律の明確化によって、将来債権の譲渡又はそれを用いた担保設定を促進する点にある。

(3) 譲渡債権に関する債務者の抗弁

現行法においては、債務者が異議なき承諾をした場合、当該債務者は、譲渡人に対して対抗できた事由があったとしても、これを譲受人に対抗できないものとされていた。

改正法は、債務者の利益を考慮して、この異議なき承諾の制度を廃止することとしている。

4. 詐害行為取消権

現行法は、詐害行為取消権の対象となる行為が明確でなかったが、改正法では、詐害行為取消権の対象となる行為が明確化され、かつ破産法の否認権と整合性のある規定に改正された。また、従来議論があった部分についても改正された。具体的には以下のとおりである。

- ア 債務者が相当の対価を得て財産を処分した行為(以下「当該行為」)については、次の要件のいずれも満たす場合にのみ、詐害行為として取り消すことができる。
- (ア) 当該行為が、不動産の売却やその他の財産の種類の変更であって、債務者が隠匿、無償の供与等の債権者を害する処分(以下「隠匿処分」)をする恐れを現に生じさせるものであること。
 - (イ) 債務者が、当該行為当時、対価として得た金銭等を隠匿処分する意思を有していたこと。
 - (ウ) 受益者(当該行為によって利益を受けた者)が、当該行為の当時、債務者が隠匿処分の意思を有していたことを知っていたこと。
- イ 債務の弁済などの債務者消滅行為や担保提供行為(以下「弁済等」)については、次の要件のいずれも満たす場合にのみ、詐害行為として取り消すことができる。
- (ア) 弁済等が、債務者が支払い不能(支払い能力を欠くため、弁済期にある債務を一般的かつ継続的に弁済できない状態)の時に行われたこと。
 - (イ) 弁済等が、債務者と受益者が通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたこと。
- ウ 上記イの弁済等が、弁済期が到来していない債務の弁済その他債務者の義務でないのに行われた場合において、次の要件のいずれも満たすときは、上記イにかかわらず、詐害行為として取り消せる。
- (ア) 弁済等が、債務者が支払い不能になる前 30 日以内に行われたこと。
 - (イ) 弁済等が、債務者と受益者が通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたこと。
- エ 債務者のした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、詐害行為取消権行使のための要件を充足する場合、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分について、詐害行為として取り消せる。
- オ 詐害行為取消権を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してその効力を有するものとされ、判決の効力が拡張された。
- カ 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えについては、受益者又は転得者を被告として提起するものとされ、また、債権者が当該訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対して訴訟告知しなければならないとされた。
- キ 債権者は、受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合に、その返還の請求が金銭の支払い又は動産の引き渡しを求めるものであるときは、受益者に対してはその支払い又は引き渡しを、転得者に対してはその引き渡しを、自己に対しては直接引き渡すことを求めることができるものとされ、直接取立権が明文で認められた。

5. まとめ

以上のような改正により、債権者の権利はより強化されることとなり、債権管理・回収の実務も大きく変わることが予想される。それだけに、債権者は、自己の権利を適切に保全するために、今回の債権法改正の内容を十分に把握し、また改正に向けた準備を十分に行なう必要があるだろう。

以 上



ふくおか しんのすけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s_fukuoka@jurists.co.jp

弁護士(1998年登録)、ニューヨーク州弁護士(2007年登録)。多数の事業再生案件に債務者側代理人または債権者側代理人として関与。日本航空株式会社の会社更生申立代理人、第一中央汽船株式会社の民事再生申立代理人等を務める。



かとう たかひろ
加藤 貴裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

ta_kato@jurists.co.jp

2009年、東京大学法科大学院卒業。司法修習を経て2010年に弁護士登録(第二東京弁護士会)。事業再生案件、訴訟案件、一般企業法務等を担当。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2017